

マルチ商法・送りつけ商法にご注意！

送りつけ商法（ネガティブ・オプション）とは

注文していないのに、商品を勝手に送りつけて代金を請求するものです。代金引換郵便で配達時に支払わせるものや、高額な書籍の購入を勧めるもの、身障者の支援や災害援助の寄付などを名目に、振込みをさせる手口もあります。

●相談の多い商品

皇室写真集、叙勲者名簿、書籍、ビデオソフトなど

●予防と対策

- ◎注文していない商品を一方的に送りつけられた場合は、支払う必要はありません。
- ◎特定商取引法では、送りつけ商法により送りつけられた商品は、届いた日から14日間（事業者に取り取りを請求した場合はその日から7日間）が経過すれば処分してよいことになっています。
- ◎送りつける前に業者から電話で連絡があった場合などは、電話勧誘販売に該当する場合がありますので、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

【消費生活に関する相談窓口】

愛媛県消費生活センター TEL 089-925-3700
岩城総合支所産業振興課 TEL 0897-75-2500

マルチ商法とは

個人に商品等を買わせて販売組織に勧誘し、さらにその加入者が次の販売員を勧誘することで次々と会員を増やし、ピラミッド式に組織を拡大する商法です。「商品を売ればマージンが入る」などと勧誘されるが、実際には商品は思うように売れず、在庫を抱え多額の負担を負わされることが多くなります。

●主な商品

健康食品、化粧品、健康機器、浄水器、婦人下着、パソコンなど

●予防と対策

- ◎「簡単に儲かる」などといううまい話は信用しない。被害者が加害者意識をもたないまま、人を勧誘していき自分が加害者になり、友人・知人などの信頼関係を失うことになりかねません。
- ◎契約から20日以内ならクーリング・オフができます。20日を過ぎても中途解約や退会ができ、入会1年未満で、引渡しを受けてから90日未満の未使用の商品であれば返品することができ、適正な額の返金を受けられます。
- ◎ウソの説明などで契約をしてしまった場合は、契約を取り消せます。

平成19年度 狂犬病予防注射（犬の登録を含む）を実施します

平成19年度の狂犬病予防注射（犬の登録を含む）を次のとおり実施します。

生後90日を超えた飼い犬は、生涯一度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を、必ず受けなければなりません。

都合で集合注射を受けられなかった犬は、最寄りの動物病院で注射を受けさせ、獣医師発行の注射済票を役場窓口まで持参し、上島町発行の狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

【料 金】

	新規登録犬	登録済犬
犬の登録手数料	3,000円	—
狂犬病予防注射料	2,300円	2,300円
狂犬病予防注射済票 交付手数料	550円	550円
合 計	5,850円	2,850円

※お釣のいらないようご注意ください。

【日 程】弓削地区 5月8日（火）
5月9日（水）
生名地区 5月13日（日）
岩城地区 5月17日（木）
魚島地区 5月9日（水）

※詳しい時間等は、各総合支所担当課より
回覧版・防災無線等でお知らせします。

【注射会場での注意】

- ◎犬のフンは飼い主が責任を持って処理してください。
- ◎犬を制御できる人が連れてきてください。
- ◎噛み癖のある犬については、注射実施前に申し出てください。
- ◎病気または体調不良などの異常のある犬については、医師の指示を受けてください。

【問合せ先】

弓削総合支所 生活事業課 TEL 0897-77-2500
生名総合支所 住民課 TEL 0897-76-3000
岩城総合支所 住民課 TEL 0897-75-2500
魚島総合支所 住民課 TEL 0897-78-0011